

## 経済制裁規則

### 経済制裁への取り組み

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である株式会社三菱UFJ銀行(以下、「当行」)の活動は、お客さまからの信用と信頼の上に成り立っています。当行はウォルフスバーグ・グループ<sup>1</sup>の一員として、金融システムの健全性の維持に努め、経済制裁違反を含むグローバル金融犯罪の防止に取り組んでいます。

当行は、MUFGグループ行動規範で定められた経済制裁の回避および迂回行為に対する非許容方針(ゼロ・トレランス)に基づき、適用されるすべての経済制裁関連法令<sup>2</sup>の条文およびその精神を遵守するため、グローバル経済制裁規則(以下「経済制裁規則」)を制定しました。

### 経済制裁規則および経済制裁コンプライアンス・プログラム

当行の経済制裁規則はすべての従業員に公開されており、適用される制裁関連規制(U.S. Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control (OFAC)による制裁や本邦財務省による制裁を含む)に違反して、制裁対象国・地域及び制裁対象者の取引に係る、口座入金や支払処理を行うことを禁止しています。

経済制裁規則に則り、当行は以下のリスクベース統制プロセスを含むグローバルな経済制裁コンプライアンス・プログラムを策定しています。

- **経済制裁規則とスタンダード**: 当行が業務を行う各国において適用される規制要件を遵守した、経済制裁規則とスタンダード
- **経済制裁スクリーニング**: 顧客取引開始時および取引処理時の経済制裁スクリーニングとレビュー
- **資産凍結・取引謝絶と政府機関宛報告**: 資産の凍結もしくは取引の謝絶と、必要に応じた政府機関への報告
- **リスクアセスメント**: 経済制裁リスク・統制に関する年次評価
- **デューデリジェンス**: 潜在的な経済制裁リスクがある顧客のデューデリジェンス
- **研修**: 経済制裁リスクおよび統制に関する役職員向けの定期研修(経済制裁規則や手続き上の規定に関する研修等)
- **記録保管**: 記録管理・保持に関する規則・手続きの遵守

<sup>1</sup> グローバル金融犯罪リスク管理の枠組みや指針の策定を目的とする 12 の国際的な金融機関からなる非政府組織。

<sup>2</sup> 関連法令には、本邦財務省や OFAC、国連安全保障理事会、欧州連合が公表する法令・規制、および当行が業務を行う各国で適用される経済制裁関連の法令を含む。

- モニタリングおよび統制に関するレビュー: 経済制裁に関連する業務において、経済制裁規則が遵守されていることを確認するためのリスクベース評価(品質保証レビューを含む)
- テストングと監査: 経済制裁関連の統制プロセスの設計と有効性に関する定期的なテストングと監査

### **役職員の責任と規則違反の対応**

当行の役職員は、経済制裁の回避および迂回行為の対策において重要な役割を担っています。全役職員は当行の経済制裁規則に定める要件を理解・遵守し、経済制裁規則や、関連する統制に関する疑問や懸念を、上司や匿名チャンネルを通じて適時かつ速やかに報告する等、能動的に経済制裁リスクに対応することを推奨されています。当行は、善意で懸念を報告した者に対する報復を禁止しています。経済制裁規則に違反した役職員は、解雇を含む懲戒処分の対象となる可能性があります。また、規制当局や司法当局からの調査対象となる可能性があります。